

石岡市長 宛

移住支援金交付申請書

令和8年度石岡市移住支援金交付要綱第5条の規定に基づき、移住支援金の交付を申請します。

1 申請者

フリガナ		性別	生年月日
氏名			年 月 日
住所	〒	電話番号	
メールアドレス			

2 移住支援金の内容（該当する欄に○を付けてください。）

単身・世帯	単身	世帯	世帯の場合は同時に移住した家族の人数（1の申請者は含まない。）	人
移住支援金の種類	就業	起業	上記家族の人数のうち18歳未満の者の人数	人
	テレワーク	関係人口		

3 各種確認事項（該当する欄に○を付けてください。）※

別紙1 移住支援金の交付申請に関する誓約事項に記載された内容について	A 誓約する	B 誓約しない
別紙2 茨城県移住支援事業に係る個人情報の取扱いに記載された内容について	A 同意する	B 同意しない
申請日から5年以上継続して、石岡市に居住する意思について	A 意思がある	B 意思がない
(就業・起業・関係人口の場合のみ記載) 申請日から5年以上継続して、就業・起業する意思について	A 意思がある	B 意思がない
(就業の場合のみ記載) 就業先の法人の代表者又は取締役などの経営を担う者との関係	A 3親等以内の親族に該当しない	B 3親等以内の親族に該当する
(テレワークの場合のみ記載) 石岡市への移住の意思について	A 自己の意思である	B 所属からの命令である
申請者は、過去10年以内に申請者を含む世帯員として移住支援金を受給していない ※ただし、移住支援金を全額返還した場合や過去の申請時に18歳未満の世帯員だった者が、5年以上経過し、18歳以上となり、都道府県及び市町村が認める場合を除く。	A 該当する	B 該当しない
移住支援金の返還要件に該当する場合は、直ちに石岡市へ報告し、返還手続きをする。	A 誓約する	B 誓約しない

※ 各種確認事項のBに○を付けた場合は、移住支援金の支給対象となりません。

4 転出元の住所

住所	〒
----	---

5 (東京 23 区の在勤者に該当する場合のみ記載) 東京 23 区への在勤履歴

期間	就業先	就業地

※直近1年以上かつ通算5年以上の在勤履歴を記載

6 (テレワークによる移住者のみ記載) 移住後の生活状況

勤務先部署	
住所	〒
勤務地へ行く頻度	週・月・年 回程度／行くことはない／その他 () ※原則、恒常的に通勤しないこと。
テレワーク実施日数	転入日 年 月 日～申請日までの勤務日数 () 勤務日数のうちテレワーク実施日数 () 勤務日数のうち通勤又は出張日数 ()
住宅取得	新築 ・ 購入 (名義人) 申請者 ・ 同一世帯員 登記済 未登記 (理由) 登記完了予定日

7 (関係人口による移住者のみ記載) 関係人口の内容

※該当する欄に○をつけ、要件を記載してください。

関係人口の内容	該当する	該当要件
石岡市が実施した移住定住促進事業の参加者		
次のア又はイどちらかに該当する。(該当要件を記入) ア 県内の農林水産業(専業に限る)へ就業、又は承継した者 イ 市町村等において「認定新規就農者」又は「認定農業者」の認定を受けている者		

別紙1（様式第2号関係）

移住支援金の交付申請に関する誓約事項

- 1 わくわく茨城生活実現事業に関する報告及び立入調査について、茨城県及び石岡市から求められた場合には、それに応じます。
- 2 申請者及び申請者が属する世帯の世帯員が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者でないことを誓約します。
- 3 日本人又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者等、特別永住者のいずれかの在留資格を有することを誓約します。
- 4 以下の場合には、わくわく茨城生活実現事業・茨城就職チャレンジナビ事業・茨城県地方就職学生支援事業及び地域課題解決型起業支援事業実施要領に基づき、移住支援金の全額又は半額を返納又は返還します。
 - (1) 移住支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明したとき 全額
 - (2) 移住支援金の申請日から3年未満に石岡市以外の市区町村に転出したとき 全額
 - (3) 令和8年度石岡市移住支援金交付要綱第3条第2号の要件による交付決定者が移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞したとき 全額
 - (4) 起業支援金事業に係る交付決定を取り消されたとき 全額
 - (5) 移住支援金の申請日から3年以上5年以内に石岡市以外の市区町村に転出したとき 半額
- 5 移住支援金の支給を受けた後に実施される石岡市からの確認により、現況の報告を求められた場合には、それに応じます。

※ 報告の求めに応じないことをもって、当該支援金の支給対象から除くことはいたしません。石岡市より詳細な資料の提供、ヒアリング等を依頼させていただきます。

別紙 2（様式第 2 号関係）

茨城県移住支援事業に係る個人情報の取扱い

茨城県及び石岡市は、茨城県移住支援事業の実施に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、茨城県及び石岡市は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する移住支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。